

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年3月3日（平成28年（行情）諮問第200号）

答申日：平成29年4月3日（平成29年度（行情）答申第1号）

事件名：大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿に記載の特定識別番号に該当する文書（特定会社分）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の一部（53枚）（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、審査請求人が開示すべきとし、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表3に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年10月26日付け大局調査一第1020号により大阪国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）を取り消し、個人の名称を除く不開示部分の開示を求める。

2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書の内容は省略する。）。

これまでに開示され又は公表・報道された文書等から判断すれば、本件対象文書の基となる課税処分は複雑な事実を背景にしたものではなく、開示されて特定会社に不利益が及ぶおそれはないと考えられる。おそれがあるなら個別具体的観点からおその内容とおその蓋然性を説明せよ。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

（1）本件開示請求について

本件開示請求は、「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものである。

処分庁は、平成27年10月26日付け大局調査一第1020号により、本件対象文書には、①個人に関する情報が記載されており、当該情

報は、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであることから、法5条1号に該当すること、②特定会社の事業上秘匿とすべき情報等が記載されており、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法5条2号イに該当すること、③開示されることにより税務行政に対する信頼が損なわれ税務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されていることから、法5条6号柱書きに該当することを不開示の理由として、一部不開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、「不開示部分のうち、個人の名称を除く部分の開示を求める」と主張していることから、以下、原処分において不開示とした部分の不開示情報該当性について検討する。

（2）不開示情報該当性について

原処分において不開示とした部分を見分したところ、別表1に掲げる部分には不開示情報は認められず、開示することが妥当であることから、以下、その余の部分の不開示情報該当性について検討する。

ア 法5条1号該当性

法5条1号は、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分（別表1に掲げる部分を除く。以下、第3において同じ。）には、特定個人の氏名、住所、電話番号等が記載されており、本件不開示部分を開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから、原処分で不開示とした部分は、法5条1号の不開示情報に該当すると認められる。

イ 法5条2号イ該当性

法5条2号イは、法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報と規定している。

本件対象文書は、特定会社の申告内容、取引内容、法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等から構成されている。

原処分で不開示とした部分には、特定会社の個別具体的な事業活動や取引内容、財務情報、経営状況及び税務に関する方針が具体的か

つ詳細に記載されており、これらの情報は当該法人が事業を行う上で外部に公にすることのない極めて秘匿性の高い内部管理情報である。

また、本件開示請求以前に、特定会社がプレスリリースにおいて、更正処分を受けたこと及び大阪国税不服審判所に対して審査請求を行い、裁決を受けたことを公表しているものの、当該情報は課税の概要を公表したにすぎず、具体的な事業活動や取引内容等まで明らかにしたものではない。

したがって、原処分で不開示とした部分を開示することにより、特定会社の秘匿すべき財務情報が明らかとなり、同業他社との競争関係において不利となるなど、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、原処分で不開示とした部分は、法5条2号イの不開示情報に該当すると認められる。

ウ 法5条6号柱書き該当性

法5条6号柱書きは、国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、当該事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものを不開示情報と規定している。

原処分で不開示とした部分には、審査請求を行った法人の申告内容や法人税の賦課に係る一連の事務の過程で納税者から得られた情報等が記載されている。当該情報は、個別具体的な事業活動や取引内容等、通常公表されないものであり、これを公にした場合、じ後、納税者が書類の提出をちゅうちょするなど、適正な申告が行われなくなるおそれ又は調査協力が得られなくなるおそれがあり、国税庁が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、原処分で不開示とした部分は、法5条6号柱書きの不開示情報に該当すると認められる。

(3) 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分のうち、別表1に掲げる部分については開示することが相当であるが、その余の部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きの不開示情報に該当すると認められるため、不開示としたことは妥当である。

2 補充理由説明書

(1) 法5条2号イの追加主張

原処分において、本件対象文書のうち別紙に掲げる部分が法5条1号及び6号柱書きの不開示情報に該当するとして、一部開示決定を行ったことについては、法5条1号及び6号柱書きに加えて、同条2号イにも該当すると認められるため以下、同号イ該当性について補充して説明す

る。

(2) 法5条2号イ該当性について

ア 法5条2号イは、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを不開示情報と規定している。

イ 別表2の番号1, 2, 5, 6, 7及び10に掲げる部分には、特定法人の印影及び特定法人の代表者の印影が含まれており、これらの印影は、作成された書類の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであり、かつ、これにふさわしい形状のものであることから、これを公にした場合には、当該印影が偽造・悪用されるおそれがあり、その結果、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

ウ 別表2の番号2, 4, 5, 7, 9及び10に掲げる部分には、特定法人の代理人に関する情報が記載されており、当該情報は、代理人である法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、これを公にすることにより、当該法人等の事業内容等に関する情報が明らかとなり、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものと認められる。

エ 別表2の番号3及び8に掲げる部分には、特定法人が審査請求書とともに提出した添付書類に関する情報が記載されており、当該情報は、特定法人の経営及び税務に関する方針を示すものであると認められ、これを公にした場合には、特定法人の経営及び税務に関する方針の一端が知られるなど、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

オ 以上のことから、別表2に掲げる部分については、法5条2号イの不開示情報にも該当する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|-----------------|
| ① | 平成28年3月3日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月17日 | 審議 |
| ④ | 同年4月11日 | 審査請求人から意見書1を收受 |
| ⑤ | 平成29年2月16日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年3月7日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月16日 | 審議 |
| ⑧ | 同月21日 | 審査請求人から意見書2を收受 |
| ⑨ | 同月30日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は「大阪国税局が保有する行政文書ファイル管理簿（公文書管理法施行前）492ページのレコード識別番号3414542の文書で特定会社のもの」の開示を求めるものであり、処分庁は、法11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用した1回目の決定として、そのうち53枚につき、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分を取り消し、個人の名称以外の不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、別表1に掲げる部分は開示すべきとし、その余の部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに規定する不開示情報に該当するとして、当該部分（以下「本件不開示維持部分」という。）をなお不開示とすべきとしていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、本件不開示維持部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件不開示維持部分の不開示情報該当性について

本件対象文書は、国税当局による課税処分等に対する審査請求（以下「国税関係審査請求」という。）に関する文書であり、本件不開示維持部分には、①特定会社の代表者の住所・所在地等、②特定会社の代理人の住所・所在地及び氏名・名称等並びに③特定会社の国税関係審査請求の審査請求の理由等の情報が記載されていることが認められる。

(1) 本件対象文書に記載されている情報の公表状況等について、当審査会事務局職員をして確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件開示請求以前に、特定会社は、プレスリリースにおいて、大阪国税局から更正処分を受けた旨及び国税不服審判所に不服申立てを行って同審判所の裁決を受けた旨を公表している。

イ 特定会社の上記アの不服申立てに対する裁決書については、本件開示請求以前に、法に基づく開示請求がされ、その一部が開示されている。

ウ 上記イの裁決書に記載された情報の一部は、国税不服審判所の「裁決要旨検索システム」に登載され、同審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている。

(2) この点について、当審査会において、諮問庁から上記(1)の裁決書の写し（不開示部分がマスキングされたもの）の提出を受けて確認したところ、当該裁決書には、特定会社の名称及び所在地、事案の事実関係、対象事業年度等に係る情報、更正の理由附記（抜粋）及び各争点に係る当事者の主張等に係る情報の記載が認められた。

また、当該裁決書のうち、①特定会社の従業員の氏名等、②特定会社以外の法人の名称、③特定会社と取引先との間の具体的な取引内容及び契約書の内容等、④特定会社の経費処理及び確定申告状況等並びに⑤国税不服審判所長が裁決において採用した所得金額等の算定に係る各要素の内容や要件等に係る各情報の全部又は一部が開示とされていることが認められた。

(3) 特定会社の代表者の住所・所在地等について

ア 特定会社の代表者の住所・所在地及び電話番号は、特定の個人を識別することができるものであることから、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報と認められる。

イ また、これらの情報が法5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当すると認めるべき事情は存しない。

ウ 次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、特定会社の代表者の住所・所在地及び電話番号は、個人識別部分に該当するため、同項の部分開示の余地はない。

エ したがって、これらの情報は、法5条1号に該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(4) 特定会社及び特定会社の代表者の印影について

特定会社及び特定会社の代表者の印影は、当該書類の記載内容が真正なものであることを示す認証的機能を有する性質のものであるとともに、これにふさわしい形状のものであって、これを公にすることにより、印影が偽造されるなど、特定会社の正当な利益を害するおそれがあると認められることから、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

(5) 特定会社の代理人の住所・所在地等について

特定会社の代理人の住所・所在地及び氏名・名称等の情報については、これを公にした場合、当該代理人が特定され、通常公にされない当該代理人の事業に関する情報が明らかとなり、法人又は事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるから、法5条2号イに該当し、同条1号及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(6) 特定会社の国税関係審査請求の理由等について

ア 当該部分のうち、上記(3)ないし(5)を除く部分は、特定会社の国税関係審査請求の理由等の情報が記載された部分である。

イ 別表3の番号7ないし12及び番号17ないし22に掲げる部分について

当審査会において確認したところ、当該部分を含む部分は、①特定

会社が提出した添付書類について記載される部分及び②特定会社が提出した添付書類の一部の写しと認められる。

①及び②のうち、別表3の番号7ないし12及び番号17ないし22に掲げる部分は、一般的な内容が記載されているにすぎず、これを公にしても、特定の個人の権利利益を害するおそれはなく、特定会社及び特定会社の代理人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ並びに税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められず、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

ウ 別表3に掲げる部分（上記イに係る部分を除く。）について

当審査会において確認したところ、別表3に掲げる部分（上記イに係る部分を除く。）は、上記（2）の裁決書において開示されている情報と同内容の情報が記載された部分及び何も記載されていない部分であって、これを公にしても、特定会社及び特定会社の代理人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ並びに税務行政の適正な遂行に支障を来すおそれがあるとは認められず、法5条2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当しないから、開示すべきである。

エ 特定会社の従業員の役職等について

（ア）本件不開示維持部分のうち、16枚目、21枚目、35枚目及び40枚目には、特定会社及びその取引先の従業員の役職等の情報が記載されている。これらの情報は特定の個人を識別することができるものであることから、いずれも法5条1号本文前段の個人に関する情報と認められる。

（イ）また、これらの情報が法5条1号ただし書イ、ロ及びハに該当すると認めるべき事情は存しない。

（ウ）次に、法6条2項の部分開示の可否について検討すると、これらの情報は個人識別部分に該当するため、同項の部分開示の余地はない。

（エ）したがって、これらの情報は、法5条1号に該当するため、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ その余の部分について

上記イないしエ以外の部分に記載された情報は、特定会社のウェブサイトで公表している情報、国税不服審判所のウェブサイトにおいて一般に公開されている情報及び上記（2）の裁決書において開示されている情報等と照合しても、特定すること又は容易に推測することはできない情報であると認められ、また、特定会社等の取引内

容等に係る個別具体的な情報，かつ，特定会社等において事業上秘匿すべき情報であって，これを公にした場合，同業他社との競争関係において不利となるなど，当該法人の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，上記イないしエ以外の部分は，法5条2号イに該当し，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象文書につき，その一部を法5条1号，2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については，審査請求人が開示すべきとし，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち，別表3に掲げる部分を除く部分は，同条1号及び2号イに該当すると認められるので，同条6号柱書きについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当であるが，別表3に掲げる部分は，同条1号，2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず，開示すべきであると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太，委員 常岡孝好，委員 中曽根玲子

別表 1 (諮問庁が開示することが妥当とする部分)

番号	枚目	開示することが妥当とする部分
1	1 枚目	「1 審査請求」代表者の一部
2	4 枚目	「1 審査請求」代表者の一部
3	7 枚目	「不服申立てに係る処分」欄
4	8 枚目	⑧処分名等の「税目等」欄の全て
5	8 枚目	⑧処分名等の「処分名」欄の全て
6	8 枚目	⑧処分名等の「対象年分等」欄の 1 行目ないし 7 行目
7	9 枚目	⑧処分名等の「税目等」欄のうち「■ 滞納処分等」と記載された部分
8	9 枚目	⑧処分名等の「処分名」欄の 1 行目ないし 8 行目
9	2 5 枚目	「2 代表者」の一部
1 0	2 6 枚目	「1 審査請求」代表者の一部
1 1	2 7 枚目	⑧処分名等の「税目等」欄の全て
1 2	2 7 枚目	⑧処分名等の「処分名」欄の全て
1 3	2 7 枚目	⑧処分名等の「対象年分等」欄の 1 行目ないし 7 行目
1 4	2 8 枚目	⑧処分名等の「税目等」欄のうち「■ 滞納処分等」と記載された部分
1 5	2 8 枚目	⑧処分名等の「処分名」欄の 1 行目ないし 8 行目
1 6	4 6 枚目	「1 審査請求」代表者の一部
1 7	5 2 枚目	「1 審査請求」代表者の一部

(注)「枚目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

別表 2（補充理由説明書に係る別表）

番号	枚目	不開示とした部分
1	8	「④総代又は法人の代表者」の「氏名・名称」欄
2	8	「⑤代理人」の「住所・所在地」,「氏名・名称」及び「電話番号」欄
3	10	「⑬添付書類の確認」欄
4	11	2～11行目
5	24	全部
6	27	「④総代又は法人の代表者」の「氏名・名称」欄
7	27	「⑤代理人」の「住所・所在地」,「氏名・名称」及び「電話番号」欄
8	29	「⑬添付書類の確認」欄
9	30	2～11行目
10	43	全部

別表3（開示すべき部分）

番号	枚目	開示すべき部分
1	2枚目	不開示部分全て
2	5枚目	不開示部分全て
3	8枚目	⑧処分名等の「対象年分等」欄の不開示部分全て
4	9枚目	不開示部分全て
5	10枚目	⑪審査請求の趣旨欄の不開示部分全て
6	10枚目	⑫審査請求の理由欄の不開示部分全て
7	10枚目	⑬添付書類の確認欄の不開示部分全て
8	24枚目	1行目, 3行目, 4行目及び5行目の1文字目ないし5文字目（印影部分を除く。）
9	24枚目	6行目の1文字目ないし4文字目
10	24枚目	9行目の7文字目ないし26文字目
11	24枚目	10行目
12	24枚目	24行目
13	27枚目	⑧処分名等の「対象年分等」欄の不開示部分全て
14	28枚目	不開示部分全て
15	29枚目	⑪審査請求の趣旨欄の不開示部分全て
16	29枚目	⑫審査請求の理由欄の不開示部分全て
17	29枚目	⑬添付書類の確認欄の不開示部分全て
18	43枚目	1行目, 3行目, 4行目及び5行目の1文字目ないし5文字目（印影部分を除く。）
19	43枚目	6行目の1文字目ないし4文字目
20	43枚目	9行目の7文字目ないし26文字目
21	43枚目	10行目
22	43枚目	24行目
23	47枚目	不開示部分全て
24	51枚目	不開示部分全て
25	53枚目	不開示部分全て

（注）「枚目」については、本件対象文書の通しの頁を示す。

24枚目及び43枚目の行数については、表題を1行目と数え、空白の行は数えない。